

重要事項説明書

小規模多機能型居宅介護

介護予防小規模多機能型居宅介護

ケアコミュニティ株式会社

小規模多機能型居宅介護事業所

小規模多機能ホーム亀岡清泉荘

●当事業所は介護保険の指定を受けています。

(指定事業所番号 2691600072)

当事業所は利用者さまに対して指定小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護・要支援」と認定された方が対象となります。

◇ 目 次 ◇

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 苦情の受付について（契約書第18条参照）
7. 運営推進会議の設置
8. 協力医療機関、バックアップ施設
9. 非常火災時の対応
10. サービス利用にあたっての留意事項

I. 事業者

- ① 法人名 ケアコミュニティ株式会社
- ② 法人所在地 京都府亀岡市北河原町2丁目7番31-106号
- ③ 電話番号／FAX 0771-22-8239／0771-22-3303
- ④ 代表者氏名 代表取締役 松野 修典
- ⑤ 設立年月 平成24年7月

II. 事業所の概要

1. 事業所の種類

指定小規模多機能型居宅介護事業
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業
平成25年8月20日 指定 亀岡市2691600072号

2. 事業所の目的

住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者さまが自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します

3. 事業所の名称 小規模多機能ホーム亀岡清泉荘

4. 事業所の所在地 京都府亀岡市曾我部町南条下河原8番

5. 電話番号 0771-22-8239

6. 管理者氏名 松野 修典

7. 当事業所の運営方針

利用者さま一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者さまの心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

8. 開設年月 平成25年8月

9. 登録定員 29名（通いサービス定員18名、宿泊定員6名）

III. 事業実施地域及び営業時間

1. 通常の事業の実施地域 亀岡市内

2. 営業日及び営業時間

- ① 営業日 365日
- ② 通いサービス 日～月 8時30分～17時30分
- ③ 訪問サービス 24時間
- ④ 宿泊サービス 日～月 19時00分～翌9時00分

※受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

IV. 職員の配置状況

当事業所では、利用者さまに対して指定小規模多機能型居宅介護サービス及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

【主な職員の配置状況】※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤	非常勤	常勤換算	職務の内容
1.管理者	1人	0人	0.3人	事業内容調整
2.介護支援専門員	1人	0人	1.0人	サービスの調整・相談業務
3.介護職員	4人	9人	9.0人	日常生活の介護
4.看護職員	0人	2人	1.0人	健康チェック等の医務業務

職種勤務体制

従業者の職種	勤務体制
1.管理者	日勤：9時～18時まで（この時間内に1時間休憩）の8時間 早出：8時～17時まで（この時間内に1時間休憩）の8時間 遅出：11時～20時まで（この時間内に1時間休憩）の8時間 夜勤：17時～24時までの7時間 明け：0時～9時まで（この時間内に1時間休憩）の8時間 その他、利用者さまの状況に対応した勤務時間を設定します。
2.介護支援専門員	
3.介護職員	
4.看護職員	

V. 当事業所が提供するサービスの概要と利用料金

当事業所では、利用者さまに対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- ① 利用料金が介護保険から給付される場合
(介護保険の給付対象となるサービス)
- ② 利用料金の金額を利用者さまに負担いただく場合
(介護保険の給付対象とならないサービス)

I. 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用者さまの要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費を除いた額が自己負担額となります。（※自己負担の割合は「介護保険負担割合証」記載の割合額になります）ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、利用者さまと協議の上、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めます（(5) 参照）。

- ① 基本介護サービス

i. 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

(ア) 食事

- ・ 食事の提供及び食事の介助をします。
- ・ 調理場で利用者さまが調理することができます。
- ・ 食事サービスの利用は任意です。

(イ) 入浴

- ・ 入浴の介助または清拭を行います。
- ・ 衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・ 入浴サービスの利用は任意です。

(ウ) 排泄

- ・ 利用者さまの状況に応じた適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

(エ) 機能訓練

- ・ 利用者さまの状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

(オ) 健康チェック

- ・ 血圧測定等利用者さまの全身状態の把握を行います。

(カ) 送迎サービス

- ・ 利用者さまの希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

ii. 訪問サービス

(ア) 利用者さまの自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

(イ) 訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

iii. 訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

(ア) 訪問中の医療行為

(イ) 利用者さまもしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受

(ウ) 訪問中の飲酒及び喫煙

(エ) 利用者さまもしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

(オ) その他利用者さまもしくはその家族に行う迷惑行為

iv. 宿泊サービス

(ア) 事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

② サービス利用料金

i. 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額 利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。下記の利用料によって、利用者さまの要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費用を除いた金額（自己負担額）をお支払いください（サービス利用料金は、利用者さ

まの要介護度に応じて異なります)。

- ii. 月ごとの包括料金ですので、利用者さまの体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。
- iii. 月途中から登録した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。また、月途中で登録を終了した場合も、同様に日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。
 - iv. 登録日…利用者さまが当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
 - v. 登録終了日…利用者さまと事業所の利用契約を終了した日
 - vi. 利用者さまがまだ要介護、又は要支援の認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護、又は要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。
(償還払い) 儻還払いとなる場合、利用者さまが保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。「サービス提供証明書」を市町村の介護保険担当窓口に提出していただきますと、自己負担額を除く金額が支払われます。
- vii. 利用者さまに提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。(下記(2)ア及びイ参照)
- viii. 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者さまの負担額を変更します。
 - ③ 主な加算サービスについて
- i. 初期加算
小規模多機能型居宅介護事業所及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して 30 日以内の期間に算定できる加算です。30 日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。
- ii. 認知症加算
日常生活に支障をきたすおそれのある症状、行動が認められることから、介護を必要とする認知症状が見られる利用者さま、または周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症状が見られる利用者さまに対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定できる加算です。(要支援認定者は対象外となります。) 認知症日常生活自立度により、認知症加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)に分かれており、そのどれかを算定できる加算です。
- iii. 看護職員配置加算
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従事者の職務に従事する常勤の看護師又は准看護師を 1 名以上(常勤換算含む)配置することで算定できる加算です。(要支援認定者は対象外となります。) 看護職員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)にわかれしており、そのどれかを算定できる加算です。
- iv. 訪問体制強化加算

訪問を担当する常勤の従業者を2名以上配置し、1ヶ月あたり訪問を200回以上行っている場合に算定できる加算です。

v. 総合マネジメント体制強化加算

ア 小規模多機能型居宅介護計画について、登録者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、隨時適切に見直しを行っていること。

イ 日常的に地域住民等との交流を図り、地域の行事や活動等に積極的に参加すること。

(地域の行事や活動の例)

・登録者の家族や登録者と関わる地域住民等からの利用者に関する相談への対応

・登録者が住み慣れた地域で生活を継続するために、当該地域における課題を掘り起こし、地域住民や市町村等とともに、解決する取組（行政や地域包括支援センターが開催する地域での会議への参加、町内会や自治会の活動への参加、認知症や介護に関する研修の実施等）

・登録者が住み慣れた地域との絆を継続するための取組（登録者となじみの関係がある地域住民や商店等との関わり、地域行事への参加等）

ウ 利用者及び利用者と関わりのある地域住民や商店等からの日頃の相談体制を構築し、事業所内外の人（主に独居、認知症の人とその家族）にとって身近な拠点となるよう、事業所が主体となって、地域の相談窓口としての役割を担っていること。

エ 居宅サービス計画について、必要に応じて多様な主体により提供される登録者の生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような計画を作成していること。なお、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスとは、介護給付費等対象サービス以外の保険医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等のことをいう。

オ 次に掲げるいずれかに該当すること。

・ 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。なお、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行うための取組とは、例えば、利用里なじみの関係にある地域住民・商店等の多様な主体との関わり、利用者の地域における役割、生きがいなどを可視化したものを作成し、事業所の従事者で共有していることをいう。

・ 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、指定小規模多機能型居宅介護事業所において、世代間の交流の場をもうけている（障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等の指定を併せて受け、一体的に運営が行われている場合を含む。）こと。

・ 域住民等、当該事業所以外の他の指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者等と共同で、認知症や介護に関する事例検討会、研修会等を定期的に行うこと。

・ 市町村が実施する通いの場、在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業所において、介護予防に資する取組、指定小規模多機能型居宅介護事業所以外

のサービス事業所又は医療機関との連携等を行っていること。

vi. サービス提供体制強化加算

すべての小規模多機能型居宅介護従事者に対し、個別の研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること、利用者さまに関する情報や留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的に開催していることの他に従事者が一定基準を満たしていることで算定できる加算です。サービス提供加算（Ⅱ）介護職員のうち、介護福祉士が 100 分の 50 以上であること。

vii. 介護職員等処遇改善加算

当該事業所が別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た事業所が受ける加算で、I から V(1)～(14)に分かれており、いずれかを算定できる加算

※基本サービスの利用料金と主な加算料金については別紙の利用料金表を確認ください。

④ 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条参照）

以下のサービスは、利用料金の金額が利用者さまの負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

i. 食事の提供（食事代）

利用者さまに提供する食事に要する費用です。

料金：朝食：420 円 昼食：630 円・おやつ代 100 円 夕食：530 円

ii. 宿泊に要する費用

利用者さまに提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。3,000 円／1

iii. おむつ代

実費

iv. 洗濯代

ご利用頻度に応じて 500 円～1,000 円／月

v. レクリエーション、クラブ活動

利用者さまの希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

vi. その他

上記の他、日常生活上必要なものであって、利用者さまに負担していただくことが適当と認められるものについては、実費用等を負担していただくことがあります。

vii. 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明します。

⑤ 利用料金のお支払方法

前記（1）、（2）の料金・費用は 1 ヶ月分をまとめて請求させていただきますので、次のいずれかの方法によりお支払ください。

i. 指定口座への振込み（次の金融機関に限らせていただきます。）

翌月の末日迄にお振込みください。※金融機関：京都信用金庫

ii. 金融機関口座からの自動振替（金融機関の事務により数か月後からになります。）翌々月の 27 日に振替口座より引き落としさせていただきます。

⑥ 利用の中止、変更、追加

小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者さまの日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

利用予定日の前に、利用者さまの都合により、小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

I の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は 1 ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も 1 ヶ月の利用料は変更されません。ただし、5. (2) の介護保険の対象とならないサービスについては、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画について小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者さま一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者さまの心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、利用者さまの状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者さまと協議の上で小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果は書面に記載して利用者さまに説明の上交付します。

VI. 苦情の受付について

(ア)当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- ・ 苦情受付担当者：亀岡清泉荘 管理者 松野 修典
- ・ 受付時間：365 日 24 時間 電話番号：0771-22-8239

(イ)行政機関その他苦情受付機関

- ・ 亀岡市健康福祉部高齢福祉課 所在地 京都府亀岡市安町野々神 8 番地
電話番号：0771-25-5182 ファックス番号：0771-24-3070
受付時間 8 時 30 分～17 時 15 分

(ウ)京都府国民健康保険団体連合会

所在地 京都市下京区烏丸通り四条下ル水銀屋町 620 番地 COCON 烏丸内
電話番号：075-354-9090 ファックス番号：075-354-9055
受付時間 9 時 00 分～17 時 00 分

(エ)京都府南丹保健所 南丹市園部町小山東町藤ノ木 21 0771-62-4755

受付時間 8時30分～17時15分

VII. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

＜運営推進会議＞

構成：利用者さま、利用者さまの家族、地域住民の代表者、市職員、地域包括支援センター、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：隔月で開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

VIII. 協力医療機関等

当事業所では、各利用者さまの主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

ふくしま内科医院

瀬尾医院

田中歯科医院

IX. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、当法人の各対応マニュアルにより、京都府、亀岡市、主治医、救急隊、家族、協力医療機関へ連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

事業者の責任により利用者さまに生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生については、利用者さまの故意又は過失が認められる場合にはこの限りではありません。

X. 非常災害時の対応

非常災害時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、利用者さまも参加して行います。

XI. サービス利用にあたっての留意事項

○サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

○事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合には、利用者さまに自己負担により現状に復していただかず、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○他の利用者さまの迷惑になる行為はご遠慮ください。

○所持金品は、自己の責任で管理してください。

○事業所内での他の利用者さまに対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

指定小規模多機能型居宅介護サービス及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 京都府亀岡市曾我部町南条下河原 8 番
事業者名 ケアコミュニティ株式会社
施設名 小規模多機能ホーム 亀岡清泉荘
(事業者番号) 2691600072
代表取締役 松野 修典 印

説明者

介護支援専門員
氏 名 太田 えり子 印

私は、重要事項説明書に基づいて、小規模多機能居宅介護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者

住 所 京都府亀岡市安町 45 番地

氏 名 前西 房子 印

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。

住 所

氏 名 印 (続柄) _____

※ この重要事項説明書は、厚生労働省令第 34 号（平成 18 年 3 月 14 日）第 88 条により準用する第 9 条の既定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

別紙

< 重要事項説明書による利用料金表 >

○基本利用料金（1月につき）

要介護状態区分等	基本単位／月
要支援 1	3,450 単位
要支援 2	6,972 単位
要介護度 1	10,458 単位
要介護度 2	15,370 単位
要介護度 3	22,359 単位
要介護度 4	24,677 単位
要介護度 5	27,209 単位

○加算利用料金

項目	加算単位	備考
初期加算	30 単位／日	30 日を限度とする
認知症加算	I 920 単位／月	認知症日常生活自立度により算定
	II 890 単位／月	
	III 760 単位／月	
	IV 460 単位／月	
看護職員配置加算	I 900 単位／月	看護職員配置状況により算定
	II 700 単位／月	
	III 480 単位／月	
サービス提供強化加算	I 750 単位／月	職員の配置状況により算定
	II 640 単位／月	
	III 350 単位／月	
訪問体制強化加算	1,000 単位／月	訪問回数により算定
総合マネジメント体制強化加算	I 1,200 単位／月	体制整備状況により算定
介護職員等処遇改善加算	I 14.9%	総単位数に乗算し算定

※亀岡市の1単位の単価は10.33円となります

○食費、雑費等（実費）

朝食 420 円／食、昼食 630 円／食、夕食 530 円／食、おやつ代 100 円

宿泊代 3,000 円／泊

その他

- ・おむつ代
- ・レクリエーション等の材料代
- ・日常生活上必要なものであって、負担して頂く事が適當と認められるもの